

農地中間管理事業に関するお知らせ

農地中間管理事業は、農地中間管理機構が、農地の借受け・貸付け等を行うことにより、担い手への農地集積・集約化を推進するものです。農地中間管理事業により農地を貸し付けた場合、土地所有者や地域等に対して、一定の条件のもと、以下の協力が交付されます。

◆個々の農家への支援

農地中間管理機構に農地を貸し付けることにより

- 農業部門の減少により経営転換する農業者 ●リタイアする農業者
- 農地の相続人で農業経営を行わない方

①経営転換協助力金

2019～21年度 1.5万円／10a (上限額50万円／1戸)

2022・23年度 1.0万円／10a (上限額25万円／1戸)

※10年以上の貸付けであることが条件です。

※経営転換協助力金は、5年間で段階的に縮減・廃止されます。

※2022・23年度は、地域集積協助力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象になります。



◆地域に対する支援

「人・農地プラン」など地域の話し合いにより、地域内の一定割合以上の農地を機構に貸し付けた場合、地域に交付されます。交付金の用途は地域の話し合いで決めることができます。

※交付には「人・農地プラン」の実質化が必須です。

※2019年、2020年度については、実質化に向けた行程表が作成されている地域も対象になります。

②地域集積協助力金

(1) 集積・集約化タイプ 体裁

地域内の農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に交付されます。

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円／10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円／10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円／10a
区分4		50%超	2.8万円／10a

※交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されることが条件です。

(2) 集約化タイプ

地域内の農地を機構に貸し付け、担い手同士による耕作地の交換等で農地の集約化を図る場合に交付されます。

	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円／10a
区分2	70%超	1.0万円／10a

※以下のいずれかの要件を満たすことが条件です。(事業実施年度の翌々年度まで)

- ①地域の農地面積に占める担い手の1ha(中山間地0.5ha)以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加。
- ②すでに担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当りの平均面積が1.5倍以上に増加。

詳しくは、農業委員会事務局・各分室へお問い合わせください。

